

第八回 参議院厚生委員會會議錄第九号

昭和二十五年七月三十一日(月曜日)午後一時五十四分開会

本日の會議に付した事件

○醫師國家試驗予備試驗の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○狂犬病予防法案(衆議院提出)

○皇居前広場の保存問題に関する件

○齒科醫師國家試驗予備試驗の受験資格の特例に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(山下義信君) これより厚生委員會を開会いたします。

本日の日程は公報に出してあります通りであります。都合によりまして日程を変更いたしました。先ず最初に醫師國家試驗予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案、これを上程いたします。と存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下義信君) 御異議ないと認めます。前回提案者から提案理由の説明があつたのでございますが、この際提案者側から尙具體的な御説明事項がございましては御説明を願いたいと思ひます。

○衆議院議員(大石武一君) 昨日この席において提案理由の説明をさせて頂いたわけでありまして、この問題はよく見ますと非常に簡単な問題でござい

ますが、もう一度御説明申し上げたいと存ずる次第であります。

終戦後、樺太、朝鮮、満洲或いは中華民国、台湾、或いは南方地区より派山の医者の方が内地に引揚げて参つたのでありますが、この医者の中にはい

わゆる現地開業医という方が相当派山あつたのでございます。これは簡単に御説明申し上げますと、正規の医学校を卒業しないで、或いは医師の家に

習いをしておつて医師を修得して医者に転向した者、或いは衛生をやつてお

りましてそれによつて医師を修得して医師に転向したようなものがございま

して、これらのものは各現地において、或いは朝鮮半島、朝鮮、満洲なら

朝鮮は朝鮮の總督府から、或いは満洲の大使館から、或いは中国の大使館等

から免許を得ましてその土地において医業を行うことができた人々でありま

す。御異議ございませんか。

を以ちましてこれらの人々の特例案を作りまして、予備試験委員の行う試験

という面づくさい名前でございます。この試験を受けることによりまして、

これに合格した場合において初めてこれらの人々も内地において医業を行

うことができるような特例案を作つたのでござい

ます。併しながらこれは恐らく厚生省の手落であつたろうと思

うのでありますが、不幸にして、外地と申しながら中華民國の中の蒙疆地

区、或いは南方の方面の人々及び朝鮮の一部、醫師試験の一部試験の合格者

○衆議院議員(大石武一君) 只今のお話でございますが、実はこの法律案の中に、南方地区、若て南方方面において医業の免許を受けておつた者をも附加することに、実は初め草案を作つたのでございます。併し厚生省當局の考によりまして、これを入れて頂かなくてよろしい、これは前にあの医師法によりまして、厚生大臣の認定したものであることにするから、これは屋上屋を重ねるから入れないで欲しい、必ず我々といひましては広く解釈してその者は予備試験を受けることができるという言質がありましたので、敢てこの法律案の中には入れなかつた次第であります。この点ははつきり速記録に留めて置いて頂きたいのでありますが、厚生省におきまして、この予備試験を受ける場合は余りうるさいことは申さないことにいたしました次第であります。

○護森義治君 それについて尙、利害といつては甚だ語弊がありますが、一応厚生省側の御見解も承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(東館太郎君) 只今大石議員から御発言になりました通り、最

初本案を原案として私共の方にお話のありました際には、改正法律案の第二項として、外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者のうち、医師法第十一條第三号及び第十二條に該当しない者も亦前項と同様とするといふのを附加えておられたのでございませう。これは今藤森委員から御発言のありましたような特定の名前を挙げていない地区の者でも、該当者があれば試験が受けられるようにというお計らいだと存じますが、只今大石議員から御説明がありました通り、外国の医学校を卒業し云々ということは、この法律の本文の方にもそういう條項がございませう。それから、それと今回の改正法律の部分とを混み合せまして、その間に不公平又は手落ちのないようにするに処置は厚生省として責任を以ていたします。又今回の改正は今まで門戸を閉ざれておつた方々に広く門戸を開こうということにありますので、苟くも受験の資格と認められるもののあると、予いうことが認定されました方には、予備試験は受けられるように、この法律に反しません限りはできるだけ広義に解釈いたしましたして、十分の便宜を計らつて、予備試験を受けて頂くというつもりでおります。

○藤森眞治君　もう一点お伺いしたいのは、現在まだ抑留者が相当残つております。その中に或いはこういう場合に匹敵する人がないとも限らんですから、これは必ずしも五年以内とは限られないということも一応考えられるわけでありませう。そうすると五年後にそういつた人が帰つた場合には、どういふふうな措置になりましようか。

○政府委員(東龍太郎君)　その場合に

○長島鐵藏君 昨日齒科医師の引揚者の陳情団の方にお目にかかったのですが、只今厚生省の係りの方のお話を聞きますという、非常に広い範圍をこの中に入れてであるというお話であります、これは主として学校とかその他の許可を取つた人のように私は承知いたすわけでありますけれども、軍で許可を取つた人がある。これは学校とか或いは總督府とか或いは大使館とかいうのでなくて、軍で取つた方がある。そういう方も包含して差支ないという厚生省の御意見でしうか。それをおちよつと伺います。

○委員長(山下義徳君)　ちよつと長島君に申し上げますが、齒科医師の方はあとでいたしますから、そのときに答弁することになります。

別に御発言ございませんですか……それでは別に御発言もないようでございますから、質疑は盡きたものと認めさせていただきます。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（山下義信君） さように認めます。

これより討論に入ります。御意見の
 ありの方はそれ／＼賛否を明らかに
 してお述べを願いたいと存じます。

○中山嘉彦君　もう質疑も盡きておりますししますから、この際討論を省略して、直ちに採決に付せられんことと

○委員長（山下藏信君） 只今の中山委員の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(山下義信君) 御異議ないと

認めます。それでは討論は終結したものと認めまして、これより採決に入ります。

醫師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案を原案通り可決することに御賛成の方の御起立を願います。

○委員長(山下義信君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には、多数意見者の署名を附することになつてゐるから、本案を可と

された方は順次御署名を願います。
多数意見者署名

小杉 繁安 井上なつゑ
有馬 英二 長島 銀藏
大谷 肇潤 中山 壽彦

池田七郎兵衛	河崎ナツ
堂森芳夫	藤原道子
藤森眞治	常岡一郎

深川タマエ 松原一彦
○委員長(山下義信君) 御署名漏れは
ございませんか……御署名漏れはない

尚、本会議における委員長の口頭報告の内容その他諸般の手續に關してものと認めます。

は、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（山下義信君） 次は狂犬病予

防法案の審議を続行いたします。小杉理事一つお願いいたします。

〔委員長退席、理事小杉繁安君委員
長席に着く〕

○理事（小杉繁安君） 狂犬病予防法案

の質疑を続行いたします。御質問ござい
ませんですか。

○有馬英二君 二、三提出者に質問を
いたしたいと思ひます。

第一條の「この法律は、狂犬病の發生を予防し、」と書いてありますけれども、狂犬病の診断は非常にむずかしいので、やはり狂犬病、或いはそれに類

○衆議院議員(原田壽松君) 狂犬病そ
 似した疑似症も、これに加えて置く必
 要はないであらましようか、どうでし
 ようか。

の他、伝染病と同じであると思います
が、発生予防ということが根本問題に
なるであろうと思います。疑似症とい

うようなものであれば、もう事実発生したと同じようなものでありまするので、これを未然に防ぐ方法として、意

犬の登録並びに予防注射、こういうものによつて疑似症等も発生しないようにというような狙いを持つてゐるもの

であります。

○有馬英二君 実際においては、よく人に噛みつくような犬があつて、それ

を捕えますと、それが真症か疑似症であるかということが、極めて鑑別が必要になるわけです。そういうようなこ

とも引括めここの法案を作るといふやうに考えたら如何でしょうか。

○衆議院議員(原田雪松君) 法の上か

らは飽くまでも疑似症を認めておるわけでありまして、大体今お話しになつたように、噛みつくという犬がある。併し、果して病毒を持つておるかどうかという事は疑問であります。そういうものは注意をしなければなりません。その診断を正確にいたしますか、或いは一定のブールでこれを抑留いたします。それによつて判定を下す。こういうふうな方法があり得ると思ひます。目的をいたしましては、疑似症もおつしやるような意味では含んでおるということ、御了承願ひたいと思ひます。

○藤森眞治君 つまらんことをお尋ねいたしますが、鑑札のことです。この鑑札は、大体全国を統一して同じような鑑札をお付けになるような何かお考へもありましようか。都道府県でいろいろ違つておるといふことも考えられるのですが、例えば違つた県との異動なんかもあります関係で、何かお考へもあれば一つ承りたい。

○説明員(石橋卯吉君) 鑑札の形を均一にする考へがあるかどうかという御質問ですが、私共もこの大きさや形を統一したいと思ひます。

○有馬英二君 この手数料の問題であります。承ると、手数料が、單に手数料というより意味でなしに、これが非常に財源になるらしいやうなお話であります。そうすると、財源としては余り少な過ぎるやうに考えられるのですが、如何でしょうか。

○衆議院議員(原田雲松君) 成程、三百円以内ということでありまして、いろいろな厚生省におきまして規格を定められました施設をやるといふ

ことになりまして、地域的な不足が出て来るということも言えるであらうと思ひます。併し、大体において頭数が、これを総合的に考へて見ますと、一県に必ずしも経営がでないというやうな頭数ではないと思ひます。事実上現在百万頭近くの畜犬がおります。これを精密に登録制度を実施いたします。この予防目的達成のためにこれを調査いたしますことによつて、約百万の犬が浮き上つて来るではなからうかというところが一つ。それから、昨日もいろいろ先生方の御意見も拜聴いたしたのであります。地方自治庁によつて、その幾分を町村団体にやらなければならぬであらうと、これも一応考へなければならぬと思ひます。そういう意味からしますと、ますくその金額が少くなるということが考えられるのであります。その点は大体頭数と脱み合せまして、その予算の裏付けによつて仕事ができ得るという見通しが一つございします。尚又予防注射をやります場合は、衛生関係の予防員であるとか、保健医自身におきましても実費の徴収はしてかまわないと思ひます。そういうもの等を合せますといふと、この保護の目的達成には別に支障を生じない。こういう考へ方を持つておるものであります。

○有馬英二君 実際においては余り手数料が高いといふと金を持つている人はいいかも知れませんが、何でもない犬を飼つておるやうな人は、たとえそれが三百円でも百円でも出すのを惜んで登録しないというやうな傾向を生ずるかも知れませんが、大体において私の考へではこれは非常にいい考へでありますけれども、北海道の田舎の上

らなところへ行くといふと犬が何十もいて、それが全部野良犬で所有者が殆んど分らん。そんなものを登録する人は殆んど出て来ないと私は思ふ。結局登録する数は、百万頭ありまして、殆んどその中の一部分しか登録しない。後は殺されるかどうかなつてしまふかも知れませんが、従つて登録数が少くなれば費用としては大變少しか集まらない。それに結局手数料を払うやうな人は非常な愛犬家であるか、或いは実際に非常に役立つ犬を持つておるかといふやうな人で、それは少くらしい余計税の意味で持つても差支ないのでございします。結局もう少し余計徴収しないといふと実際にこれが適用できないんじゃないかと思ひますが如何ですか。

○衆議院議員(原田雲松君) 只今、田舎の方へ行きますといふとどうも実施が困難であらう、頭数も恐らく百万頭なんといふことは見られないといふやうなお話であります。現に予防接種を百万頭近くやつておるのであります。而も北海道のやうに一箇村で直径七里も八里もといふやうな所は多少の困難性があるかも知れませんが、この金を取る手数料といふものは、一つの登録でありまして、犬の一つの戸籍を掲げる。それに附随して安全保障の意味において鑑札を着けさせる。こういうやうなことでありますので、若し不足だといふ場合には、地方自治審査会の方に申請をいたしまして、又課税の方法も考へられる、こう思ひますので、現在の状態では決してこれで支障はあり得ない。犬を飼つておる方々の方でも、田舎は特別であります。大体各県でやつております状況を基として

も、畜犬税といふもので三百円乃至四百円を払つておるといふやうな状態になつておりますので、そういう所は余り心配はなくてスムーズに行くのではなからうかといふ事は考へ持つておる次第であります。

○有馬英二君 第五條の第一項ですが、予防注射を六ヶ月毎に受けさせなければならぬとありますが、六ヶ月毎に何回注射するといふことは書いてないんですが、何回注射するのですか。

○衆議院議員(原田雲松君) 六ヶ月毎でありますから、年に二回ということになります。

○有馬英二君 そうすると毎年々々二回づつ何年間もそれは注射をしなければならぬのですか。

○衆議院議員(原田雲松君) さう考へております。

○有馬英二君 尙この注射に対する費用の問題であります。これは今度の生活保障制度の際にいづれ伝染病のところである。審議されると思ひます。が、あらゆる伝染病の予防が国費で賄われるといふやうな希望があります。これらもやはり一つの伝染病に準ずるものだらうと思ひますから、注射料は国費でとらうといふことで、犬の所有者には払わせないといふことにならんと限定しようと思ひます。その点についてお伺ひいたします。

○衆議院議員(原田雲松君) 誠に結構な御発言でございます。私共も是非さういふやうに先生方にお願ひ申し上げます。併し現在におきましては予防液等も相当高値を呼んでおりまして、若干の手数料を取り、大体全国の平均レベルが一頭百五十円くらいに注射料を取つておるやうであります。こういうことが今お話の通り国費を以て補つて頂くということになります。誠に誠に犬の所有者といふものは恩恵に浴するといふことでありますので、誠に結構なお考へだと思ひます。が、どうも一つ実現するやうに願ひ申上げたいと思ひます。

○委員(山下義信君) 外に御質疑ございせんか。別に御質疑もないやうでございます。御質疑はこれにて終了したものと認めて御異議ございせんか。

○委員(山下義信君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方々はそれぞれ賛否を明かにしてお述べを願ひます。尙修正意見がございましたら討論中にお述べを願ひたいと存じます。

○委員(山下義信君) 委員長の手許まで藤森委員から修正案の提出の御通告がございしました。から、この際藤森委員より修正案につきまして御説明を願ひたいと存じます。

○藤森眞治君 若干修正したい点がございします。只今修正の案文をお手許にお届けいたしますから、御覽頂きたいと思ひます。

疑いのあるものを隔離する場合の所在の場所を限定する必要があるといふのであります。

第三点は、犬の留置所の整備を厚生省で定めることかどうかと思ひますので、これを除いたのであります。

第四点は、犬又はその死体の移動制限の権限を保健所を有する市に於ては、その市長に移動制限をすることが出来るようにしたものであります。

所要の規定によつて検査を受けない犬の輸出をした者、犬についての届出をしなかつた者及び狂犬病にかつた犬、又は疑いのあるものを隔離しなかつたものに対する罰則は、罰金だけに止めたといふことが趣旨であります。

只今修正案を朗読いたします。

狂犬病予防法案の一部を次のように修正する。

第四條第一項中「都道府県知事に」の下に「市町村長（都の区に存する区域にあつては区長とする。以下同じ。）を加え、同條第二項中「犬の鑑札を」の下に「前項の市町村長を加え」を加える。

第六條第四項中「（東京都の区に存する区域にあつては、保健所長とする。以下同じ。）」を削る。

第九條第一項中「その所在の場所を」を削る。

第二十一條中「、厚生省令で定める基準により、」を削る。

第二十五條中「第八條第二項、第三項及び第十五條」を「第八條第二項及び第三項」に改める。

第二十六條中「一年以下の懲役又は」を削る。

以上が案文でございます、その理由は只今簡単に御説明申し上げます。

○有馬英二君 只今の修正案に賛成いたします。

○委員長（山下義信君） 藤森君の修正動議は成立いたしました。藤森君提出の修正案を含ましてこれより討論に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長（山下義信君） どうぞ御討論願ひます。――別に御発言もないようでございますから、討論を終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長（山下義信君） 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。狂犬病予防法案につきまして採決いたします。先ず討論中にありました藤森君の修正案を議題に供します。藤森君提出の修正案に賛成の方の御起立を願ひます。

○委員長（山下義信君） 全会一致でございます。藤森君提出の修正案は可決せられました。

次に只今採決されました藤森君の修正にかかるところを除きまして、衆議院議員原田雪松君提出、衆議院送付にかゝる狂犬病予防法案全部を問題に供します。修正の部分を除きまして衆議院送付案に賛成の方の御起立を願ひます。

○委員長（山下義信君） 全会一致でございます。衆議院送付案は可決いたしました。

○委員長（山下義信君） 全会一致でございます。よつて狂犬病予防法案は全会一致を以て修正可決すべきものと決定いたしました。

尚本会議における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつて、

予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長長において、本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして、御承認願ひすることに御異議ございませんか。

○委員長（山下義信君） 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書については、すべて委員長に御一任願ひまして、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

小杉 繁安 井上 正一
有馬 英二 長島 銀蔵
大谷 隆 中 壽彦
池田 七郎兵衛 河崎 ナツ
堂森 芳夫 藤原 道子
藤森 眞治 常岡 一郎
深川 タマエ 松原 一彦

○委員長（山下義信君） 御署名漏れはございませんか……署名漏れはないと認めます。

○委員長（山下義信君） 尚この際お諮り申上げたと思ひますのですが、昨日委員外議員の山田節男君の発言がございまして、皇居前広場に関しまする質疑応答のありましたことは御承知の通りであります。その問題につきまして政府側の方から、本委員会におきまして特に意見を陳述させて頂きたいという申出があつたのでございまして、この際政府当局に右の問題に関しまして発言させて宜しうございしますか、如何でございします。

○委員長（山下義信君） 御異議ないものと認めます。速記を止めて。

○委員長（山下義信君） 速記を始め

○委員長退席、理事小杉繁安君委員長席に清く。

○理事（小杉繁安君） これから皇居前広場につきまして、国立公園管理課長の森さんと国立公園計画課長の石神さんの説明がございします。

○説明員（石神甲子郎君） 昨日御質問がございました件につきまして、資料もございまして、説明いたしました。本日至急に資料を整えましてお手許にお配りいたしました次第であります。大休資料を順次御説明申し上げます。

最初の皇居外苑管理報告書というのは一応の歴史でございまして、昭和二十二年十二月二十七日の閣議決定によりまして、皇居の物納財産の一部でございまして皇居外苑が、公共福祉のために公園として開放することに決まりましたこととございまして、これは三枚目の旧皇苑地の運営に関する件閣議決定がその全文でございします。

それからこの閣議決定の要領の第二項によりまして、旧皇苑地運営審議会が、内閣に設置せられまして、数回の会合を開き、その結果旧皇苑地整備運営計画に関する答申というものが、昭和二十四年四月二十日に答申されました。それは四枚目印刷物でございしますが、このように答申されておるのであります。この閣議決定と旧皇苑地運営審議会の答申によりまして、その

方針に従つて厚生省において運営しておる次第であります。尚皇居外苑は一応物納財産でありましたために大蔵省の所管となつておりました。これを公共福祉財産として厚生省に引継ぐために次官決定等がございまして、その写しが五枚目についております。その後これによりまして、所定の事務を進めまして、本年の三月三十一日に厚生省に引継を終了いたしました。但し実質の管理は昭和二十四年の四月から予算を計上して、新規でございしますが予算を計上して管理しておりますので「国民公園管理規則」といふものを作りまして、その次の園面の次の表でございします。これによりましてこの利用に関する基準を設けて運営いたしておる次第であります。厚生省に引継ぎました公共福祉財産の面積はこの園面の緑色に塗りました部分でありまして、即ち二重橋前の広場とその大きな周囲の園及び傾斜面でございします。その総計約三十万坪でございします。予算といたしましては、四口ございします昭和二十四年度、二十五年度にそれを経費を計上いたしました。現に外苑には技官一、雇一、苑丁六、その他臨時人夫として五人乃至十五人を使用いたしまして、草刈、芝刈、樹木手入れ、水草刈、苑路手入れ、石垣除草、水陸清掃等の維持管理を行なつておる次第であります。これが現在の行なつております仕事の見解でございします。

あと昨日問題になりました、これに関係ありました団体の趣意書がございしております。第一に皇居外苑整備奉仕会の趣意書がございしております。これは一松定吉氏が名誉総裁になつております。実際の運営は小林繁氏が理事長と

方針に従つて厚生省において運営しておる次第であります。尚皇居外苑は一応物納財産でありましたために大蔵省の所管となつておりました。これを公共福祉財産として厚生省に引継ぐために次官決定等がございまして、その写しが五枚目についております。その後これによりまして、所定の事務を進めまして、本年の三月三十一日に厚生省に引継を終了いたしました。但し実質の管理は昭和二十四年の四月から予算を計上して、新規でございしますが予算を計上して管理しておりますので「国民公園管理規則」といふものを作りまして、その次の園面の次の表でございします。これによりましてこの利用に関する基準を設けて運営いたしておる次第であります。厚生省に引継ぎました公共福祉財産の面積はこの園面の緑色に塗りました部分でありまして、即ち二重橋前の広場とその大きな周囲の園及び傾斜面でございします。その総計約三十万坪でございします。予算といたしましては、四口ございします昭和二十四年度、二十五年度にそれを経費を計上いたしました。現に外苑には技官一、雇一、苑丁六、その他臨時人夫として五人乃至十五人を使用いたしまして、草刈、芝刈、樹木手入れ、水草刈、苑路手入れ、石垣除草、水陸清掃等の維持管理を行なつておる次第であります。これが現在の行なつております仕事の見解でございします。

あと昨日問題になりました、これに関係ありました団体の趣意書がございしております。第一に皇居外苑整備奉仕会の趣意書がございしております。これは一松定吉氏が名誉総裁になつております。実際の運営は小林繁氏が理事長と

方針に従つて厚生省において運営しておる次第であります。尚皇居外苑は一応物納財産でありましたために大蔵省の所管となつておりました。これを公共福祉財産として厚生省に引継ぐために次官決定等がございまして、その写しが五枚目についております。その後これによりまして、所定の事務を進めまして、本年の三月三十一日に厚生省に引継を終了いたしました。但し実質の管理は昭和二十四年の四月から予算を計上して、新規でございしますが予算を計上して管理しておりますので「国民公園管理規則」といふものを作りまして、その次の園面の次の表でございします。これによりましてこの利用に関する基準を設けて運営いたしておる次第であります。厚生省に引継ぎました公共福祉財産の面積はこの園面の緑色に塗りました部分でありまして、即ち二重橋前の広場とその大きな周囲の園及び傾斜面でございします。その総計約三十万坪でございします。予算といたしましては、四口ございします昭和二十四年度、二十五年度にそれを経費を計上いたしました。現に外苑には技官一、雇一、苑丁六、その他臨時人夫として五人乃至十五人を使用いたしまして、草刈、芝刈、樹木手入れ、水草刈、苑路手入れ、石垣除草、水陸清掃等の維持管理を行なつておる次第であります。これが現在の行なつております仕事の見解でございします。

あと昨日問題になりました、これに関係ありました団体の趣意書がございしております。第一に皇居外苑整備奉仕会の趣意書がございしております。これは一松定吉氏が名誉総裁になつております。実際の運営は小林繁氏が理事長と

なっております。現在までのところ極めて僅かの施設と、その他二十数万円寄附したとなっております。それからその次に、皇居前保存協会の趣意書がついております。これは正式の届出でございまして、施設の打合せ等の際に届けられたものでございまして、現にまだ皇居前には施設の積極的に行けたものではございません。その次に皇居外苑整備保存協会の規約がついてございます。で前二者の、即ち皇居外苑整備保存協会と皇居前保存協会の趣意は、皇居の外苑の施設を整備するというのが仕事の主なる趣旨でございまして、皇居外苑整備保存協会の趣意は、清掃、保護、手入れの協力という趣旨になっております。大体簡単にございまして……

○理事(小杉繁安君) 他に御質問ございせんか。

○有馬英二君 昨日の山田議員の御質問等は、まるでやぶから棒で一向分らないところへあつたやうな質問が出て、全く面喰つたわけですが、皇居前保存協会或いは外苑整備保存協会、両方共趣意が大変に似ておるといふような点が、昨日何か御質問の要旨であつたのであります。それにもう一つ、更に又同じやうなものができたといふやうなことを聞いたやうに覚えております。同じやうなものが三つあるといふわけではあります。

○説明員(石神甲子郎君) 現状におきましては三つあるわけでございます。○有馬英二君 その三つがどういふやうな関係になつておつて、互いに助け合つておるか、或いは協力して更にそのやうな趣意を強化しているものがありましようか、どうですか。

○説明員(石神甲子郎君) 皇居外苑整備保存協会の方は厚生省の事務当局と極めて密接に連絡をいたしまして、事業の内容に對しまする寄附の許可書も出ております。併しながら先程申しましたやうに、まだ極めて僅かな仕事しかしてございせん。皇居外苑整備保存協会が第一にできまして、その次に皇居前保存協会ができたのでございまして、そのときも会長岩間氏が私の方に参りましていろいろ連絡をとられました。が、連絡不十分の間にこの会が成立してあります。従いまして私の方とは、誠に遺憾ながら意思が疎通してない点が少々ございまして、皇居外苑整備保存協会と、皇居前保存協会とは関係がございせん。それから今の二つは、皇居外苑の施設の不備な点を整備したり、施設をやりたいという団体でございまして、私達が、厚生省が今維持管理いたしております上に非常に痛感いたしますことは、結局南端に予算が足りないという点であります。掃除をしましたり、草刈をいたしましたり、非常に地味な仕事でございまして、この方にはなかなか寄附を集められせんので、保存協会も整備保存協会も積極的協力してございせん。現に最も外苑の汚なく見えたのは、本年五月一日のメーデーの後でございまして、勤労者があの広場を非常に清掃に協力してございまして、その関係より清掃に協力しようといふことで話合ひがありました。私達大体賛成しましてできたのが皇居前保存協会でございます。これはまだ金ができたというだけでございまして、實質的活動には入つておりません。前との関係はないわけでありまして、いずれも三者ばらばらであります。

○理事(小杉繁安君) これにて休憩します。

午後二時五十一分休憩

午後四時二十五分開会

○理事(有馬英二君) これから厚生委員会を開催いたします。

○委員(有馬英二君) これは先程の医師國家試験予備試験の議題と大体同じ趣旨でございまして、質問も同じことになります。質問を省略して直ぐ討論に入らうと思つております。○異議なしと呼ぶ者あり

○理事(有馬英二君) 只今藤森委員から、質疑が大體盡きたものと認めて直ぐ討論に入らうと思つております。○異議なしと呼ぶ者あり

○理事(有馬英二君) それではこれより討論に入ります。どうぞ御意見のある方は御発言をお願いいたします。

○藤森眞治君 私はこの特例の法案に賛成いたします。これによつて相当受験資格の失われておつた人が救われるわけでありまして、非常に結構だと存じております。併しながら尙これによつても或いは救われないかも知らんやうな人も若干あるかと想像されますので、今移政府の方においても、そういう不幸な人を早く救済するという方針にお考えになるやうに希望いたします。○理事(有馬英二君) 外に……

○委員(有馬英二君) 只今の藤森委員の御意見に賛成いたします。

○山下義信君 先程懇談会の席で、いろいろ本案の取扱ひについて御研究になりました。ここに正式の御審議に相成りまして、大體結構に思つております。私はこの機会に、本案に關係いたしました、多年非常に苦勞せられました関係者の方々が、さぞかし満足されることであらうと思つております。が、尙たま／＼この席にその関係者の人が見えておるやうであります。この問題に關連いたしました、私共の手許に、本案の発案者であります衆議院議員大石武一君に關しまして、いろいろ誤解の結果でありましようか、おだやかならぬ批判の文書等が本員等の耳に触れたのであります。事ここに至りますれば、その間の誤解等も解けたことであらうと思つて、幸い速記があらりますので、関係者がこの席においでになるのでありますから、簡単に、何と申しますか、釈明される意思があらますならば、その者に御発言を委員長よりお許しを願ひまして、そうしてこの案の審議を進めて頂きたいと、かように希望いたしますので、討論のこの機会に発言をさせて頂くやうに要望いたします。私は本案に賛成をいたしますのでございまして。

○理事(有馬英二君) お諮りいたします。只今山下委員より、関係者の釈明について御発言がございましたが、これを許して御異議ございせんか。

○藤森眞治君 討論は終結したので採決に入つたら……

○藤森眞治君 討論は終結したので採決に入つたら……

○藤森眞治君 討論は終結したので採決に入つたら……

○藤森眞治君 討論は終結したので採決に入つたら……

○藤森眞治君 討論は終結したので採決に入つたら……

○藤森眞治君 討論は終結したので採決に入つたら……

○藤森眞治君 討論は終結したので採決に入つたら……

○藤森眞治君 討論は終結したので採決に入つたら……

しまして、引揚げ歯科医師会の代表といたしまして請願をいたしておつた者でございますが、この度、大石武一先生の御法案に對しまして多少の誤解もあつたこととございまして、不穏な、失礼な申分を報告、記載いたしておきました。この点非常に自分が誤つておつたことをはつきりと自認することができましたので、この点に大石先生並びに皆様に対して、先生方に対して申訳ないと思つて、先生方において公式にお詫び申上げたいと思つて、どうかお許しを頂きたいと思つております。

○衆議院議員(大石武一君) 只今山下委員の御丁寧なる御発言、並びに中富君のいろいろなお言葉がありまして、誠に感謝に堪えない次第でございまして。私もつい、この問題については一生懸命努力して参つたのでございまして、つまらん誤解が因でつまらん誤解を受けましたことに對しまして誠に残念及つて存じております。只今のお取計らいによりまして全く私のこの不快の念も氷解いたしました次第でございまして。今後私この問題にもつ／＼こういふ問題がございまして、この問題の解決に努力いたす決心でございまして。誠に有難うございまして。

○理事(有馬英二君) 外に御討論はございせんか。

○藤森眞治君 討論は終結したので採決に入つたら……

○藤森眞治君 討論は終結したので採決に入つたら……

○藤森眞治君 討論は終結したので採決に入つたら……

○藤森眞治君 討論は終結したので採決に入つたら……

○藤森眞治君 討論は終結したので採決に入つたら……

○藤森眞治君 討論は終結したので採決に入つたら……

○藤森眞治君 討論は終結したので採決に入つたら……

○藤森眞治君 討論は終結したので採決に入つたら……

○理事(有馬英二君) それでは採決を行います。本案を原案通り可決することとに御賛成の方の御起立を求めます。

(総員起立)

○理事(有馬英二君) 全会一致、可決と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

それから本院規則七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

山下 義信 小杉 繁安
井上なつゑ 長島 銀藏
大谷 肇潤 中山 壽彦
池田七郎兵衛 河崎 ナツ
堂森 芳夫 藤原 道子
藤森 眞治 常岡 一郎
深川タマエ 松原 一彦

○理事(有馬英二君) 御署名漏れはございませんか……御署名漏れはないと認めます。尙本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつて予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容の趣旨並びに本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○理事(有馬英二君) 御異議ないと認めます。

それでは日程全部を終りましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十四分散会

出席者は次の通り。

委員長 山下 義信君
理事 小杉 繁安君
井上なつゑ君
有馬 英二君

委員

衆議院議員

政府委員

説明員

厚生省公衆衛生
局環境衛生部長
石橋 卯吉君
厚生省国立公
園部計画課長
石神甲子郎君
参考人
中富 誠君